

## 令和6年度平戸市農業委員会第9回総会議事録

■開催日時：令和6年12月25日（水）午後3時00分～午後4時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中19人出席 欠席委員：0人

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中12人出席 欠席委員：10番、11番、12番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 度嶋事務局長、浅田事務局次長、寺田班長、金子係長  
大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第13号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告 第14号 使用貸借解約通知書について

報告 第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1項第1号の規定に基づく契約解除について

議案 第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第43号 非農地通知申出について

議案 第44号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第45号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第46号 勧告対象候補農地の判断について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
<p>局長</p> <p>事務局</p>	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>ただいまから、「令和6年度第9回平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、会長がご挨拶致します。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>皆様、第9回総会に年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>今年は、米の値段かあがりましたが、収穫量は少なかったように思えます。</p> <p>本日は、報告3件、議案5件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いします。</p> <p>本日は、農業委員の皆様は全員出席となっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、10番、11番、12番委員から欠席する旨の報告があっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
<p>会長</p> <p>委員一同</p> <p>会長</p>	<p><b>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号1番委員、2番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p> <p>以上で日程3を終わります。</p>

	<p><b>■日程4 会務報告</b></p>
会 長	<p>次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いします。 12月の会務報告をいたします。(12月会務報告を報告) 1月の会務予定を申し上げます。(1月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、1月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 1月の総会を令和7年1月28日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議がありませんので、1月の総会を令和7年1月28日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。</p>
	<p><b>■日程5 議事</b></p>
会 長	<p>次に、日程5、議事に入ります。</p> <p>《報告第13号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について》</p>
会 長	<p>報告第13号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は2ページ、3ページとなります。 報告第13号農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、番号1番、貸人、借人については、記載のとおりで、貸借農地は田平町田代免字道勘田210番1、現況地目は田で、面積は430㎡、外2筆となります。契約内容は農業経営基盤強化促進法による貸貸借権、解約理由は、借受者が耕作出来なくなったためです。 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
5番委員	<p>この件は10年の契約であったものが、5年で解約することは、借受人(農業法人)が耕作できなくなった理由を教えてください。</p>

事務局	借受人（農業法人）に従事する者が減ったことにより、規模を縮小することが主な理由です。貸借されている農地をすべて解約することではありません。
会長	ほかに意見はありませんか。
委員一同	「意見なし」
会長	意見が無いようですので、報告第 13 号を終わります。
<p>《報告第 14 号 使用貸借解約通知について》</p>	
会長	次に、報告第 14 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 4 ページから 6 ページになります。
事務局	<p>報告第 14 号使用貸借解約通知について、整理番号 1 番、貸人、借人については、記載のとおりで、貸借農地は山中町字加美田 663 番、現況地目は田で、地積は 713 m<sup>2</sup>となります。契約内容については備考欄のとおりです。解約理由は第三者に所有権移転するためとなっております。</p> <p>番号 2 番から 4 番については、ご一読ください。説明は以上となります。</p>
会長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会長	意見が無いようですので、報告第 12 号を終わります。
<p>《報告第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 号第 1 項第 1 号の規定に基づく契約解除について》</p>	
会長	次に、報告第 15 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 7 ページから 8 ページになります。
事務局	<p>報告第 15 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 20 号第 1 項第 1 号の規定に基づく契約解除について、整理番号 1 番、貸人、借人については、記載のとおりです。貸借農地は生月町御崎字滝脇 1306 番 1、現況地目は田で、地積は 610 m<sup>2</sup>、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由は、農地中間管理権を取得し、3 年の期間を経過しても、当該農用地の貸し付けを行うことができる見込みがないと認められたためです。</p> <p>説明は以上となります。</p>

会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 15 号を終わります。
	《議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 42 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 9 ページ、10 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 42 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、5 件の申請があっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、山中町字加美田 663 番、地目は田で、地積が 713 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、野子町字名切 1790 番 7、地目は畑で、地積が 344 m<sup>2</sup>、長年、家庭菜園として利用していたことによる所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、朶の原町字上朶 234 番 1、234 番 2、地目は田で、地積合計が 1,195 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字市ノ瀬 318 番 1 外 4 筆、地目は田で、地積合計が 6,916 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田代町字田原 506 番 1、525 番 2、計 2 筆、地目は田で、地積合計が 2,108 m<sup>2</sup>、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 42 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」

会 長	<p>異議なしと認め、議案第 42 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 43 号 非農地通知申出について》</p>
会 長 事務局	<p>次に、議案第 43 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p> <p>議案書の 11 ページから 12 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 43 号、非農地通知申出について、今回、1 件の申出がっております。</p> <p>番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、田平町下亀免字大津方 702 番 1、地目は田で、地積が 2,197 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>(スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 43 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 43 号について、原案のとおり非農地と判断します。</p> <p>《議案第 44 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
会 長 事務局	<p>次に、議案第 44 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p> <p>議案書の 13 ページから 14 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 44 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、昨年 of 農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、1 筆となります。</p> <p>(スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>

会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 44 号について、原案のとおり非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 44 号について、原案のとおり非農地と判断します。
	《議案第 45 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 45 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書 15 ページから 17 ページとなります。</p> <p>議案第 45 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、田平町小崎免字箆 789 番 1、現況地目は畑で、面積が 867 m<sup>2</sup>、外 2 筆、面積合計が 1,802 m<sup>2</sup>、設定する権利については、記載のとおりとなります。</p> <p>合計で件数 1 件、筆数 3 筆、合計面積 1,802 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 2 番、権利を移転する者（現に農地中間管理機構から権利設定を受けている者）及び権利の移転を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を移転する土地は、木ヶ津町字五斗蒔 1873 番 5、現況地目は田で、面積が 3,261 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計面積が 5,434 m<sup>2</sup>、移転する権利については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 3 番、4 番については、ご一読をお願いします。</p> <p>合計で件数 3 件、筆数 4 筆、面積 6,222 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。

委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第45号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第45号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第46号 勧告対象候補農地の判断について》
会 長	次に、議案第46号についての議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案第46号、勧告対象候補農地の判断について、議案書の18ページから20ページとなります。</p> <p>委員の皆様には、利用状況調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>この議案は調査結果において、A判定となった農地につきましては、農地の今後の利用意向を所有者に確認するため、今後、意向調査を実施することにしており、農業上の利用増進が見込まれるような優良農地については、所有者から農業上の利用の意向について意思の表明がない時など、農地中間管理機構と貸借をしませんかなどを勧告する制度があります。</p> <p>この制度の対象農地となるかどうかについて、判断していただくものでございます。</p> <p>この勧告対象候補農地の現地確認結果一覧表については、あらかじめ農業委員会事務局において、対象となる農地の選定を行っており、現地確認時の委員からの意見等を踏まえ作成したものであります。</p> <p>(番号1から16について、スライドにより圃場の位置、委員からの意見・参考情報など、また、ドローンを使った映像での判定も行っておりますので、その映像で説明)</p> <p>結果は、すべての農地について、勧告対象外となっております。以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
14番委員	<p>番号5番については、農地中間管理機構を利用して貸借をしていると思います。このような勧告対象と状態にならないよう関係機関と連携して指導してほしい。</p> <p>また、番号4番についても、災害やイノシシなどにより進入路が</p>

14 番委員	崩壊している状況にあると思います。農道の改良普及できれば優良農地になるのではないか。
事務局	番号 5 番については、貸借権を契約している農地です。借受人に適切に管理保全するように指導していきます。 番号 4 番は、今の現状での判断となりますので、今後、道路改良などが進めば保全管理ができるものと考えます。
会 長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 46 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 46 号について、原案のとおり決定します。
	<b>■日程 6 閉会</b>
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 6 年度平戸市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。

閉会時刻：16時20分

議長

印

議事録署名人

議席番号1番委員

印

議席番号2番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村勝彦
	17	前原正行
	16	寺田俊雄
	8	神田孝夫
	4	榊屋可恵
中部	7	川上武夫
	14	塚本憲章
	6	松山矢市
南部	18	青崎日出男
	1	山口隆徳
	9	針尾庄作
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	13	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	2	川尻修治
	15	大山荒助
大島	10	藤沢和正
	12	松山浩幸